

平成 27 年

横浜市 の 農業

(2015年農林業センサス農林業経営体調査結果報告)

横浜市政策局総務部統計情報課

まえがき

この「横浜市の農業」（2015年農林業センサス農林業経営体調査結果報告）は、平成27年2月1日現在で農林水産省の所管により実施された2015年農林業センサス農林業経営体調査の調査結果のうち、横浜市分の調査結果を収録したものです。

農林業センサス農林業経営体調査は、農林業の生産構造や就業構造の実態を調査し、各種農林業施策に必要な資料の整備を目的として実施されました。

この報告書が、横浜市における農業の基礎資料として広く御活用いただければ幸いです。

おわりに、今回の調査の実施に際して御協力いただきました各農家・農業協同組合等関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成28年12月

横浜市政策局総務部統計情報課

目 次

調査の概要

農林業センサスの概要	・・・	1
用語の説明	・・・	3
用語の補足説明	・・・	7
利用上の注意	・・・	8

結果の概要

1 農業経営体	・・・	11
2 農家数	・・・	11
3 経営耕地	・・・	12
4 主副業別農家数	・・・	13
5 専兼業別農家数	・・・	13
6 経営耕地面積規模別農家数	・・・	14
7 農産物販売金額規模別農家数	・・・	15
8 農産物販売金額1位の部門別農家数	・・・	16
9 環境保全型農業への取組	・・・	17
10 農業生産関連事業の実施	・・・	18
11 耕作放棄地	・・・	19
12 農作物	・・・	20
13 農業労働力保有状態別農家数、年齢別農業従業者数	・・・	22
14 行政区別の状況	・・・	23

統計表

行政区別統計表

第1表 組織形態別農業経営体数	・・・	29
第2表 農家数及び経営耕地面積 〈総農家〉	・・・	30
第3表 地目別経営耕地面積 〈農業経営体〉	・・・	31

旧市区町村別統計表

第4表 主副業別農家数 〈販売農家〉	・・・	32
--------------------	-----	----

第5表	専兼業別農家数〈販売農家〉	・・・	33
第6表	経営耕地面積規模別農家数〈販売農家〉	・・・	34
第7表	耕作放棄地面積規模別農家数〈販売農家〉	・・・	35
第8表	農産物販売金額規模別農家数〈販売農家〉	・・・	36
第9表	農産物販売金額1位の部門別農家数〈販売農家〉	・・・	38
第10表	環境保全型農業に取り組んでいる農家の取組形態別農家数〈販売農家〉	・・・	40
第11表	農業生産関連事業を行っている農家の事業種類別農家数〈販売農家〉	・・・	41
第12表	農産物出荷先別農家数〈販売農家〉	・・・	42
第13表	経営耕地のある農家数及び経営耕地の状況〈販売農家〉	・・・	44
第14表	借入耕地のある農家数及び借入耕地面積〈販売農家〉	・・・	46
第15表	貸付耕地のある農家数及び貸付耕地面積〈販売農家〉	・・・	47
第16表	耕作放棄地のある農家数及び耕作放棄地面積〈販売農家〉	・・・	48
第17表	農家の雇用者〈販売農家〉	・・・	49
第18-1表	販売目的で作付け(栽培)した作物の類別作付(栽培)農家数〈販売農家〉	・・・	50
第18-2表	販売目的で作付け(栽培)した作物の類別作付(栽培)面積〈販売農家〉	・・・	51
第19表	販売目的で作付け(栽培)した作物の作物別作付(栽培)農家数及び 作付(栽培)面積〈販売農家〉	・・・	52
第20表	販売目的で作付け(栽培)した野菜類・果樹の作物別作付(栽培)農家数 〈販売農家〉	・・・	56
第21表	家畜等を販売目的で飼養している農家数と飼養頭羽数〈販売農家〉	・・・	60
第22表	農業労働力保有状態別農家数〈販売農家〉	・・・	62
第23-1表	年齢別の農業従事者数(自営農業に従事した世帯員数)(男女計)〈販売農家〉	・・・	65
第23-2表	年齢別の農業従事者数(自営農業に従事した世帯員数)(男)〈販売農家〉	・・・	66
第23-3表	年齢別の農業従事者数(自営農業に従事した世帯員数)(女)〈販売農家〉	・・・	67
農業集落別統計表			
第24表	組織形態別経営体数〈農業経営体〉	・・・	68
第25表	経営耕地の状況〈総農家〉	・・・	75

付 録

農林業経営体調査票

調査の概要

農林業センサスの概要

1 農林業センサスの目的

農林業センサスは、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、我が国の農林業の実態を明らかにする目的で農林水産省の所管により実施される農林業に関するもっとも基本的な調査です。

2 実施経過

昭和 25 年に国連食糧農業機関（F A O）の提唱する 1950 年世界農業センサス計画に沿って「世界農業センサス」として実施され、以後、農業について 5 年ごとに、また昭和 35 年から林業についても 10 年ごとに実施されてきました。

2005 年から農業センサスと林業センサスを統合して 5 年ごとに実施されることになり、「2015 年農林業センサス」は、農業で 14 回目、林業で 8 回目の調査にあたります。

3 調査の種類及び実施系統

本調査は、農林業経営体調査と、農山村地域調査に大別され、それぞれ次の組織系統により、実施しました。

(1) 農林業経営体調査

農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員－調査対象

(2) 農山村地域調査

ア 市区町村調査

農林水産省－地方統計組織－調査対象

イ 農業集落調査

農林水産省－地方統計組織－調査員－調査対象

4 調査期日

平成 27 年 2 月 1 日現在で実施しました。

5 調査の方法

農林業経営体調査は、調査員が調査票を配布して行う自計調査の方法により行い、全国の一部の市町村においてはオンラインによる報告が導入されました。また、農山村地域調査のうち市区町村調査はオンライン又は往復郵送調査の方法、農業集落調査は調査員が調査票を配布して行う自計調査又は調査員による面接調査により行いました。

6 本書の内容

本書は、「2015年農林業センサス」の「農林業経営体調査」の集計結果に基づき、横浜市の農業に関する主要部分を収録したのですが、過去の『横浜市の農業』との内容の継続性を図るため、集計結果のうち「販売農家」についての統計表を主として掲載しました。

なお、「農林業経営体調査」は、農林業経営の内容を農林業経営体の所在する調査区域ごとに調査・集計を行うものであり、経営の対象となる保有農地、山林等は、調査区域の内外を問わずすべて農林業経営体の所在する調査区域で集計されます。

このため、横浜市の農林業経営体の調査結果は、必ずしも横浜市内に所在する農地・山林等の調査結果ではありません。特に林業においては、大部分が全国各地の山林を対象とした林業経営の調査結果となっており、横浜市内の山林の状況や林業活動を反映するものとはなっておりません。本書では、「農林業経営体調査」の農業部門についてのみ主要部分を収録し、『横浜市の農業』として結果を報告します。

7 旧市区町村及び農業集落について

農林業センサスでは、各回の調査結果を連続して比較できるようにするため、昭和25年2月1日（1950年世界農業センサスの調査期日）における市区町村の区域（その後の分割合併により複数の市区町村に分かれている場合は、平成27年2月1日現在の市区町村の区域に含まれるそれぞれの範囲とし、旧市区町村名の後に2-1、2-2等の数字が添付されている）を「旧市区町村」として、調査結果の集計等の範囲を固定しています。

また、市区町村の区域の一部において農業上形成されてきた地域社会である「農業集落」の区域、又は、必要に応じてこれを分割、合併した区域を調査区として設定し調査・集計の単位としています。

横浜市の行政区と旧市区町村の対応表

行政区	旧市区町村	行政区	旧市区町村	行政区	旧市区町村
鶴見区	鶴見区	港北区	港北	戸塚区	戸塚町
神奈川区	神奈川区		新田村2-1		豊田村2-1
西区	西区	緑区	中里村2-1	泉区	川上村
中区	中区		田奈村2-1		大正村2-1
南区	南区2-1		新治村2-2		中川村3-1
港南区	南区2-2	青葉区	山内村2-1	栄区	本郷村
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区2-1		中里村2-2		豊田村2-2
	二俣川村2-1		田奈村2-2	瀬谷区	中和田村
	新治村2-1		都筑中川村2-1		中川村3-3
旭区	保土ヶ谷区2-2	都筑区	川和町2-1	大正村2-2	
	二俣川村2-2		新田村2-2	中川村3-2	
都岡村	都筑中川村2-2		瀬谷村		
磯子区	磯子区		川和町2-2		
金沢区	金沢区		山内村2-2		

用語の説明

農 林 業 経 営 体

「農業経営体」及び「林業経営体」をいう。

農 業 経 営 体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が一定規模（※下記の表1）以上の農業を営む者
- (3) 農作業の受託の事業

※表1

露地野菜作付面積	15 a
施設野菜栽培面積	350m ²
果樹栽培面積	10 a
露地花き栽培面積	10 a
施設花き栽培面積	250m ²
搾乳牛飼養頭数	1 頭
肥育牛飼養頭数	1 頭
豚飼養頭数	15頭
採卵鶏飼養羽数	150羽
ブロイラー年間出荷羽数	1000羽
その他	調査期日前1年間における農産物総販売金額50万円に相当する事業の規模

農 家

経営耕地面積が10 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。

総 農 家

「販売農家」及び「自給的農家」を合わせたもの。「農家」と同じ。

販 売 農 家

経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自 給 的 農 家

経営耕地面積が30 a 未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

土 地 持 ち 非 農 家

農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5 a 以上所有している世帯をいう。

主 副 業 別 分 類

農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として1995年農林業センサスから採用している。

主 業 農 家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業専従者	農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。
準農業専従者	調査期日前1年間の農業従事日数が60日以上150日未満の者をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
兼業従事者	調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体等をいう。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
経営耕地	調査期日現在で経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。
農産物販売金額	経費を差し引かない売上高をいう。自給分（自家消費分）の見積金額は含まない。
環境保全型農業	地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥によって土づくりを行うなど、環境に配慮した農業のことをいう。
農業生産 関連事業	「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「貸農園・体験農園」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」等の農業生産に関連した事業をいう。
農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。
消費者に 直接販売	自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している（インターネット販売を含む）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。
貸農園・ 体験農園等	所有者又は借り入れている農地を第三者を経由せず農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
観光農園	農業を営む者が、観光客等に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させて代金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
海外への輸出	農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。
工芸農作物	さとうきび、たばこ、茶、てんさい、こんにゃくいも、なたね、いぐさ、ホップ、ごま、ラベンダー、薬用作物等をいう。

旧 市 区 町 村

昭和25年2月1日（1950年世界農業センサスの調査期日）における市区町村をいい、その後の分割合併により複数の市区町村に分かれている場合は、平成27年2月1日現在の市区町村の区域に含まれるそれぞれの範囲を一つの「旧市区町村」として取り扱っている。

農林業センサスでは、調査結果集計の範囲を固定して各回の調査結果を連続して比較できるようにするため、この「旧市区町村」を単位として結果集計等を行っている。

農 業 集 落

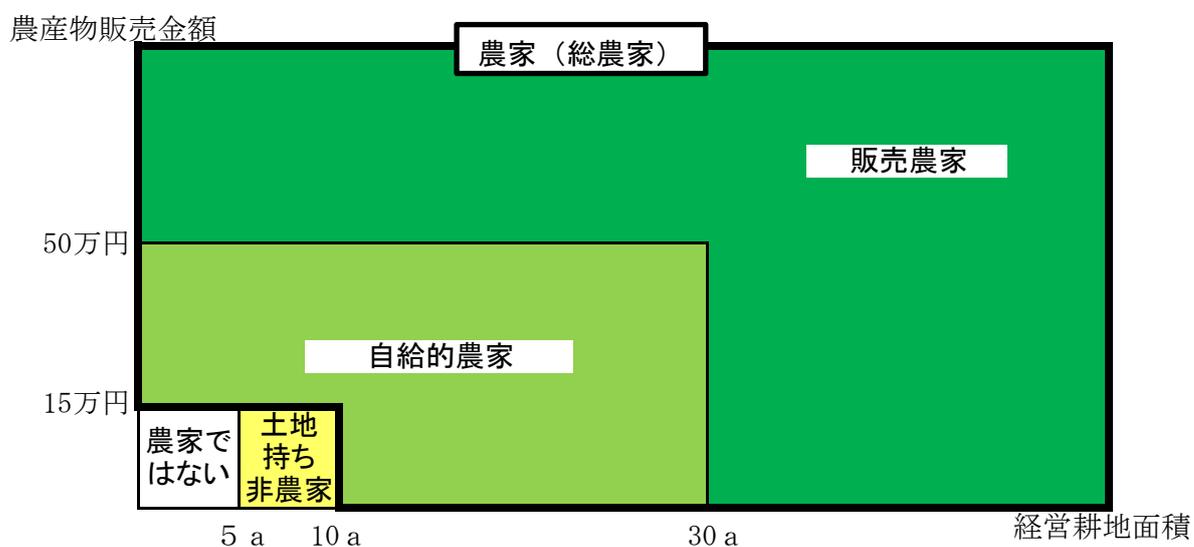
市区町村の区域の一部において農業上形成されてきた地域社会で、水利施設や共有財産を保有したり、農作業、農産物の出荷等農業生産や農業経営のあらゆる面での共同組織であり、また生活共同体としての機能ももっている。

近年の都市圏拡大、非農家の増加による混住化などにより農業集落の機能が失われている地域も多く見られるが、農地の有効利用、効率的な資源管理等地域農業の振興・活性化、また農村地域が持つ多面的・公益的機能発揮を図るための拠点として農業集落が見直されている。

農林業センサスでは、農業集落の区域又は、必要に応じてこれを分割・合併した区域を調査区として設定し調査実施の単位としている。

用語の補足説明

1 農家の分類



(注1) 農家を販売農家と自給的農家に区分したのは1990年から

(注2) 経営耕地面積が10a未満でも農家に該当する農産物販売金額は過去の調査時に以下のとおり変更されてきている

1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1990年
2万円以上	3万円以上	5万円以上	7万円以上	10万円以上	15万円以上

2 農家の主副業別分類

		年間60日以上従事している 65歳未満の世帯員が	
		いる	いない
農業所得が	主	主業農家	副業的農家
	従	準主業農家	

3 農家の専兼業別分類

		世帯員に兼業従事者が	
		いる	いない
農業所得が	主	第1種兼業農家	専業農家
	従	第2種兼業農家	

利用上の注意

1 数値について

- (1) 統計表の数値については、単位ごとに四捨五入しており、合計の内訳の計が一致しない場合があります。
- (2) 概要に示されている増減率及び構成比については、統計表の数値により算出しています。

2 単位について

面積の単位を「a」から「ha」又は「㎡」から「a」に換算している数値は、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

3 表中に使用した符号について

- 「0」、「0.0」… 表章単位に満たないもの
- 「—」… 皆無又は該当数値がないもの
- 「…」… 数値が得られないもの
- 「X」… 内訳数値を秘匿する必要があるもの

4 集計数値について

この調査は農林業経営体の所在地における調査のため、集計数値には、横浜市内の農林業経営体が市外に保有する経営耕地、飼養する家畜等を含み、市外の農林業経営体が市内に保有する経営耕地、飼養する家畜等は含まれません。

<年号対照表>

西暦	和暦
1985年	昭和60年
1990年	平成2年
1995年	平成7年
2000年	平成12年
2005年	平成17年
2010年	平成22年
2015年	平成27年